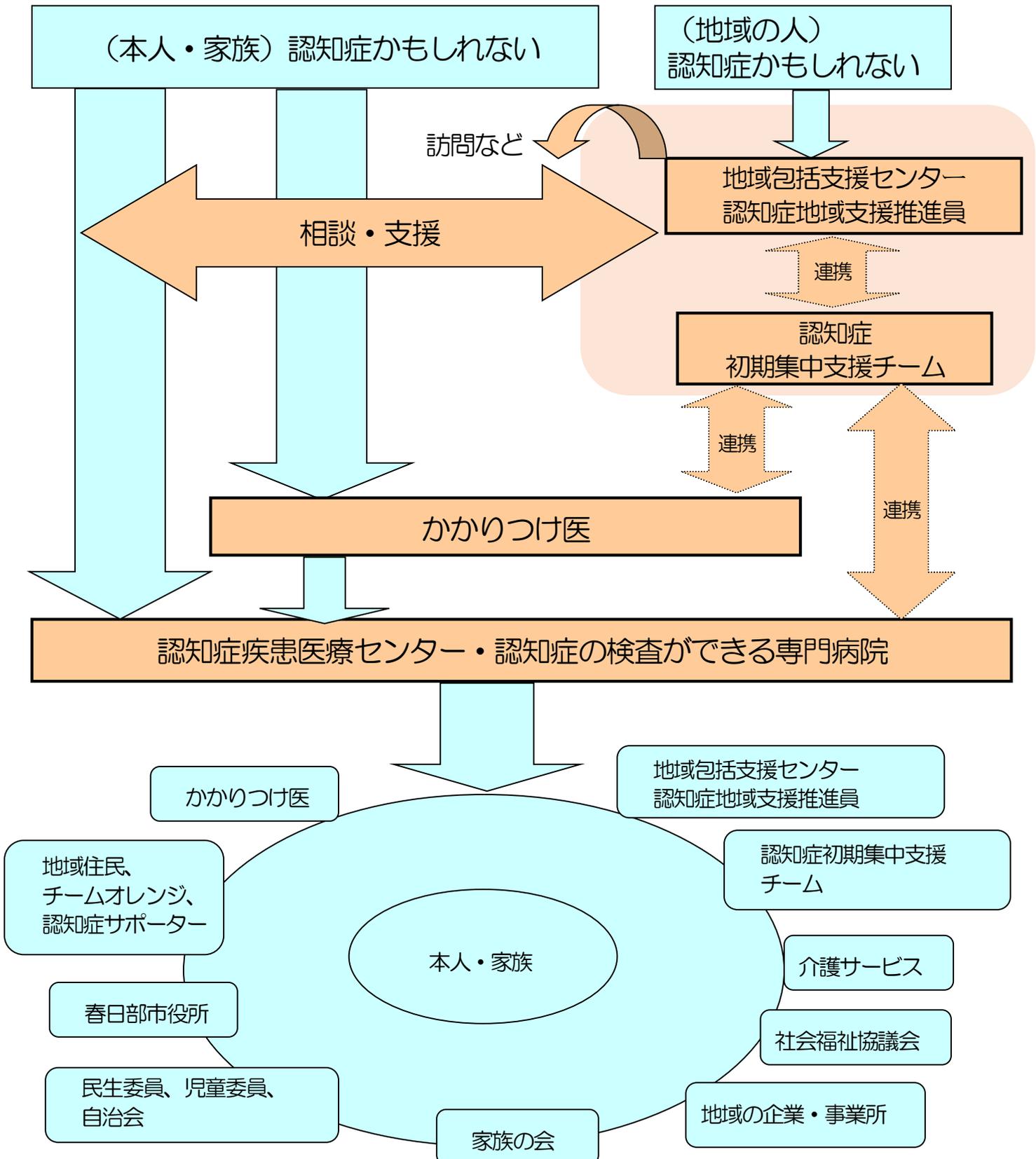




4 認知症を支えるしくみ

- ・ 認知症を疑う症状があれば、早めに対応することが大切です。
- ・ 「おかしいな？」と感じたら、まずはかかりつけ医や最寄りの地域包括支援センターにお気軽にご相談下さい。



(1) 認知症の主な相談窓口

地域包括支援センター

- ・ 地域包括支援センターは、地域の高齢者に関する総合相談窓口です。
- ・ 保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、認知症や介護の相談を受け付けています。
- ・ また、医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う『認知症地域支援推進員』を配置しています。最寄りのセンターにご相談ください。

名称	住所	電話番号
第1地域包括支援センター	中央2-24-1 (あしすと春日部内)	754-3775
第2地域包括支援センター	内牧2072 (清寿園内)	753-2020
第3地域包括支援センター	花積267-7 (豊潤館内)	753-1136
第4地域包括支援センター	上大增新田109-2 (春日部勝彩園内)	738-5764
第5地域包括支援センター	一ノ割948-1 (フラワーヒル内)	734-7631
第6地域包括支援センター	大枝89 武里団地3-23-101	738-0021
第7地域包括支援センター	藤塚2622-2 (春日部ロイヤルケアセンター内)	733-7771
第8地域包括支援センター	米崎389 (しょうぶ苑内)	746-5190

地域包括支援センター担当地区 (50音順)

地区		地区		地区		地区		地区		地区								
あ	赤崎	7	か	粕壁	1	こ	米崎	8	ち	中央	1	は	浜川戸	1	み	南1~3	1	
	赤沼	7		粕壁東	1		米島	8		銚子口	7		ひ	東中野		8	南4~5	5
い	飯沼	8	き	金崎	8	さ	栄町	2	つ	塚崎	8	ぬ	樋堀	2	な	南栄町	2	
	一ノ割	5		上大嶽新田	4		し	下大嶽新田		4	と		道口蛭田	3		樋籠	2	南中曽根
う	牛島	7	せ	上金崎	8	下	下吉妻	8	な	道順川戸	3	備	備後東1~4	5	や	八木崎町	3	
	内牧	2		上吉妻	8		蛭田	3		豊野町	7		備後東5~8	6		谷原	4	
	梅田	2		上蛭田	3		下柳	7		な	永沼		7	備後西		4	谷原新田	4
	梅田本町	2		上柳	7		新川	7		に	新方袋		3	心		藤塚	7	ゆ
え	榎	8	す	神間	8	水	新宿新田	8	西	西親野井	8	不	不動院野	2	よ	芦橋	8	
お	大枝	6		き	木崎		8	角		水角	7		金	西金野井		8	ほ	本田町
	大沼	4	く	桐	8	薄	薄谷	4	宝	西宝珠花	8	ま	増戸	3				
	大畑	6	倉	倉常	8	せ	千間-丁目	6	八	西八木崎	3		増富	3				
	大場	4	こ	小平	8	た	武里中野	4	は	八丁目	2		増田新田	4				



認知症疾患医療センター 武里病院

- 認知症疾患医療センターは、認知症に関する専門医療相談や鑑別診断などを行い、地域の保健医療・介護機関と連携を図り、地域の認知症疾患対策の拠点となります。

【電話】

- 0120-8343-56
(フリーダイヤル)
- 048-733-5111

【住所】

- 春日部市下大增新田9-3



認知症初期集中支援チーム

- 「認知症初期集中支援チーム」が自宅に訪問して、認知症又はその疑いのある人や家族とお話しさせていただき、必要に応じて認知症に関する情報の提供や医療機関の受診、介護保険サービスの利用の効果に関する説明及び心理的サポートや助言などを行います。
- 各地域包括支援センター（参照P.17）へお問い合わせください。

埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター

【公益社団法人認知症の人と家族の会埼玉県支部】

- 若年性認知症支援コーディネーターが相談対応と支援を行います。
月～金（年末年始・祝日除く）9：00から16：00

【電話】

- 048-814-1212

【FAX】

- 048-814-1211

(2) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

- 認知症の人が、少人数の家庭的な環境で共同生活をしながら、日常生活の介護や支援などが受けられる施設です。また、認知症に関する相談も受付けています。
(利用対象者：要支援2、要介護1～5の認定を受けている人)。



名称	住所	電話番号
愛・グループホーム豊野町	豊野町1-33-10	884-8436
愛の家グループホーム 春日部一ノ割	一ノ割1000-4	731-7000
愛の家グループホーム 春日部豊春	上蛭田191-4	760-0280
あすなろホーム庄和	西金野井169-5	718-3270
春日部ケアセンターそよ風	牛島391	753-3820
グループホーム きらら春日部	浜川戸1-5-10	753-3000
グループホーム みんなの家 春日部花積	花積108-5	753-3091
グループホーム ふじの花	豊町1-2-40	753-0267
グループホーム ふれあいの家	南1-7-5	738-1221
グループホーム ふれあいの家 備後	備後東5-5-1	734-2202
庄和ケアセンターそよ風	金崎675-2	718-3730
ツクイ春日部グループホーム	栄町3-83	753-3826
グループホーム みんなの家・春日部やなか	大場675-1	738-5000
グループホーム なごみ米島	米島350-1	718-3005
グループホーム ひだまり	谷原2-4-7	812-8270

- ◆ 春日部市公式ホームページに、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の利用状況が掲載されています。右記QRコードより閲覧可能です。



(3) 認知症の人と家族に役立つサポート

認知症サポーター養成講座



- 認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつかっていくために認知症サポーターを養成しています。受講はおおむね90分です。
 - 認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。
- ※ 詳細は、「そらまめ手帳」や「広報かすかべ」に掲載しています。
「そらまめ手帳」は、介護保険課(参照P.9)や各地域包括支援センター(参照P.17)などで配布しています。

オレンジカフェ（認知症カフェ）

- 「オレンジカフェ（認知症カフェ）」は、認知症の人や家族、地域の人など誰もが気軽に参加でき、相談や情報交換ができる“集いの場”です。ゆったりとお話をしたり、情報交流をしてみませんか？
- ※ 詳細は、「そらまめ手帳」や「広報かすかべ」に掲載しています。
「そらまめ手帳」は、介護保険課(参照P.9)や各地域包括支援センター(参照P.17)などで配布しています。

チームオレンジ ～認知症になっても安心して暮らし続けられる仕組みづくり～

- チームオレンジは、認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みです。
- チームオレンジの活動は、見守り・声かけ、話し相手などが考えられます。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することや、地域の企業や事業者との連携体制を構築することが望まれます。
- 春日部市では、令和6年度から各地域でチームが立ち上がっています。
詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



- ※ チームオレンジの活動に関心がある方は、介護保険課(参照P.9)や各地域包括支援センター(参照P.17)へお問い合わせください。

すまいるケア教室（家族介護教室）

- 在宅において介護をしている方や在宅介護に関心のある方を対象に、理学療法士等が介護に関する講話や実習等を行います。
- ※ 詳細は、「そらまめ手帳」や「広報かすかべ」に掲載しています。
「そらまめ手帳」は、介護保険課(参照P.9)や各地域包括支援センター(参照P.17)などで配布しています。

家 族 会

- ・ 介護の悩みをひとりで抱え込まないために、自由に話をしたり、情報交換、介護の相談、勉強会などを行う認知症の人の家族が集まる家族会があります。
- ・ 気軽に参加して、同じ悩みを持つ者同士ゆったりと話をしたり、交流をしてみませんか？

※ 詳細は、介護保険課（参照P.9）や各地域包括支援センター（参照P.17）へお問い合わせください。

	と き	と ころ	申 込	問 い 合 わ せ
介護者サロン 「ほっ」	毎月第4月曜日 13:00~15:00	ぽぽら春日部	不要	第1包括 (TEL754-3775)
家族会 「麦わらぼうし」	毎月第3木曜日 13:15~15:15	豊春市民センター (豊春地区公民館)	不要	第3包括 (TEL753-1136)
介護者 交流サロン	毎月第4木曜日 13:30~15:00	豊春第二公民館	不要	第4包括 (TEL738-5764)
介護者のつどい	毎月第4木曜日 10:00~11:30	コダマホーム (緑町5-7-27)	要	第5包括 (TEL734-7631)
介護者交流 サロン 「福」	毎月第4木曜日 13:30~14:30	武里大枝市民センター (武里大枝地区公民館)	要	第6包括 (TEL738-0021)
認知症家族会 「家族の会”灯”」	毎月第1月曜日 13:30~15:00	庄和南地区公民館	不要	第8包括 (TEL746-5190)

認知症の人と家族の会

(公益社団法人 認知症の人と家族の会 埼玉支部)

- ・ 認知症の人を介護する家族や介護にかかわる専門職が集まり、日常の介護生活の悩みや相談事などを話し合う「つどい」を開催しています。若年性認知症の本人と家族が参加できる「若年性認知症のつどい」も開催しています。

問い合わせ先：電話 048-814-1210

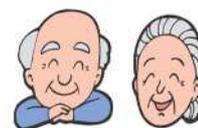
月・火・水・金・土曜日（年末年始・祝日・夏季休暇をを除く）

10:00~15:00

あんしんサポートねっと

- 春日部市社会福祉協議会では、一人で生活していくには不安のある人が安心して生活が送れるように生活支援員が定期的に伺い、お手伝いしています。
 - 福祉サービス利用のお手伝い
 - 日常生活に必要な事務手続きのお手伝い
 - 日常生活に必要な金銭管理に関するお手伝い
 - ご自身で保管することが不安な場合に大切な書類を預かるサービス など

問い合わせ：春日部市社会福祉協議会
電話 048-762-1081



成年後見制度

- 家庭裁判所が、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。
- 本人に判断能力が十分あるうちに後見人となる人と契約しておく「任意後見制度」もあります。
- 制度を利用するためには、本人または4親等内の親族による家庭裁判所への申し立てが必要です（4親等内の親族がないときは、市長申し立てをすることもできます）。

問い合わせ：①高齢者支援課 高齢者支援担当 電話 048-736-1114

②障がい者支援課 電話 048-736-1131

③地域包括支援センター（参照P.17）



消費生活センター

- 高齢者の消費者被害の件数は年々増加しており、特に認知症などの理由によって、判断能力が十分でない状態である人の被害が増加しています。
- 消費者被害を防ぐためのポイントは、家族や周囲による「声かけ」「見守り」「気づき」です。もし、消費者被害の疑いのある場合は、まずは消費生活センターに相談しましょう。

問い合わせ先：

① 春日部市消費生活センター（春日部市役所 第二庁舎 2階）

- 電話による消費生活相談：電話 048-739-7100
(消費生活相談員につながります)

※ 春日部市内に在住・在学・在勤の方に限ります。

※ 契約書やチラシ、商品広告のホームページ画面など契約内容の分かる書類、現在までの経過を時系列でまとめたメモなどを手元にご準備いただくと、相談がスムーズに行えます。

月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く）

10:00～16:00（12:00～13:00を除く）

② 埼玉県消費生活支援センター

- 電話による消費生活相談：電話 048-261-0999(川口)
電話 048-524-0999(熊谷)

※ 埼玉県内に在住・在学・在勤の方に限ります。

※ 土曜日は、川口か熊谷どちらかのセンターに繋がります。

毎週月曜日～土曜日（祝休日、年末年始を除く）

- 65歳以上の運転免許保有者は増加傾向にあり、高齢の運転者により引き起こされる交通事故数も増えています。
- 自動車を運転している人に、認知症が疑われたり不安がある場合は、早めに医療機関を受診し正確な診断を受けましょう。また、医師から症状や運転を含めた日常生活への影響についての説明を受けるようにしましょう。
本人の安全のためにも、自動車の運転については、本人を含め家族や関係者で、早い段階から話し合うことが大切です。
- 警察では、認知症などの病気にかかっていることにより、自動車等の運転に不安がある人及びその家族等のための相談窓口を設けています。

問い合わせ：埼玉県警察 運転免許センター「安全運転相談室」

電話 #8080 または 048-543-2001

(音声ガイダンス4番を押してください)

平日 9:00~15:00 祝日・年末年始を除く 【要電話予約】

【道路交通法の改正について】

- 道路交通法の改正により、75歳以上の方は免許証の更新時だけではなく、一定の違反行為（信号無視、通行区分違反、一時不停止等）があれば、「臨時認知機能検査」を受けることになりました。
- 更新時及び臨時の「臨時認知機能検査」で認知症のおそれがあると判定された場合は、違反の有無に関わらず、主治医等による診断書を提出するか、又は臨時の適性検査（医師による認知症の診断）を受ける必要があります。

医師の診断の結果、認知症と診断された場合は、運転免許の取消し等の対象となります。

～チェックしてみましょう～

下表の項目1つでも繰り返して起こすようなときは交通事故を起こす確率が高いサインです。

運転チェック	
1. センターラインを越える	
2. 路側帯に乗り上げる	
3. 車庫入れ（指定枠内への駐車）に失敗する	
4. ふだん通らない道に出ると、急に迷ってしまったり、パニック状態になったりする	
5. 車間距離が短くなる	

(出典/国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 執筆代表者 荒井 由美子 氏
「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」)

ひとり歩き高齢者保護対策事業

- 認知症などにより、外出して行方不明になってしまう高齢者などの早期発見・保護につながる「本人確認シール」を交付するものです。交付には申請が必要です。
- 「本人確認シール」には、発見者と家族が連絡をとるための専用の伝言板が表示される2次元コードが印刷されています。
- 「本人確認シール」を高齢者などの衣服や持ち物に貼っておくことにより、高齢者などが行方不明になった際、発見者がスマートフォンなどで2次元コードを読み取ると、あらかじめ登録した家族あてにメールが自動送信されます。
- 発見者と家族は、専用の伝言板サイトを介して24時間365日、直接連絡が取れるため、家族は速やかに迎えに行くことができます。
- なお、発見者と家族は、自分の住所や電話番号などの個人情報を知らせる必要はありません。

対象：市内に住所を有し、次のいずれかに該当する在宅の高齢者などであって、
行方不明になる恐れのある人

- 65歳以上の人
- 40歳以上65歳未満の人で、介護保険法による要介護または要支援の人

問い合わせ：高齢者支援課 高齢者支援担当
電話 048-736-1114

配食サービス

- 在宅で生活しているひとり暮らし、または高齢者のみの世帯に対して、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、安否の確認を行います。
- 週6食まで、月曜日～土曜日の昼食、および夕食から選べます。常温弁当でのお届けになります。
- 利用料は1食につき400円が自己負担額です。(市は、自己負担額を超えた分を助成しています)。
- 配達は、市から民間事業者に委託しています。

対象：市内に居住し、以下の条件のいずれかに該当する人

- おおむね65歳以上のひとり暮らしで、食事の調理が困難と認められる人
- 世帯全員がおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、食事の調理が困難と認められる人

※申請書及び状況調査票の記入が必要です。

問い合わせ：高齢者支援課 高齢者支援担当
電話 048-736-1114

家族介護用品支給

- 在宅介護が必要な高齢者を抱える家族に対して、介護用品（紙おむつ、尿とりパッド、ドライシャンプー、清拭剤など）を支給します。

対象：おおむね65歳以上で市内在住の在宅高齢者のうち、介護保険法における要介護4または要介護5に該当する市県民税非課税世帯の人

費用：支給限度額は月額6千円に消費税および地方消費税に相当する額を加えた額までとし、そのうち1割相当分が利用者負担です。

※申請書及び状況調査票の記入が必要です。

問い合わせ：高齢者支援課 高齢者支援担当
電話 048-736-1114

高齢者安心見守り事業

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対して、高齢者（いきいきクラブ会員）が定期的な電話により見守りを行います。（電話が繋がらない時に、訪問する場合があります。）

対象：市内に居住するおおむね65歳以上の一人暮らし、
または高齢者のみの世帯などで、見守りが必要と認められた人

費用：無料

問い合わせ：高齢者支援課 長寿企画担当
電話 048-736-1114

緊急通報システム

- 高齢者の家庭内で急病・災害などの緊急事態が起こった場合、ボタンを押すだけで受信センターにつながり、緊急車両の手配ができ、健康相談もできる装置の設置を行います。

対象：おおむね65歳以上の市内在住者で、次のいずれかに該当する人

- 一人暮らし世帯（疾病などの理由がある人）
- 高齢者夫婦のみの世帯
（いずれかが虚弱、または寝たきりである場合に限る）
- 虚弱・寝たきりの高齢者、心身障がい者または未成年者のみと生計を一にする世帯

※緊急通報システムは、固定電話の回線を必要とします。

費用：無料

（基本工事以外の工事が必要な場合の費用、通話料、電気料は利用者負担となります）

※申請書、調査票及び見取り図の記入が必要です。

問い合わせ：高齢者支援課 高齢者支援担当
電話 048-736-1114

介護マーク

- ・ 介護する人が周囲の人に介護中であることを知らせるために使用する「介護マーク」を配布しています。介護者であることをさりげなく知ってもらうことで、介護しやすくなることを目的としています。

対象：認知症の症状を有する高齢者や要介護（支援）認定者(市内に住所を有している人)などの介護者で、「介護マーク」の使用希望者に配布します。

申請・配布場所：介護保険課 地域支援担当、もしくは各地域包括支援センター
※申請が必要です。申請すると、その場で「介護マーク」を渡します。

問い合わせ：介護保険課 地域支援担当

電話 048-736-1119



ヘルプマーク

- ・ 義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークです。

配布場所：

本庁舎 2階 障がい者支援課
庄和総合支所 2階 福祉・健康保険担当

問い合わせ：障がい者支援課 障がい者支援担当

電話 048-736-1131

救急医療情報キット

- 高齢者や障がい者などが安心・安全を確保するため、自分の医療情報などを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。
- かかりつけ医や持病、薬剤情報提供書（写し）、診察券（写し）、健康保険証（写し）、本人確認用顔写真（氏名明記）などを入れておけば、かけつけた救急隊が内容を確認して、適切で迅速な処置を行うことができます。また、緊急連絡先を入れておけば、家族などのいち早い協力も得られます。
- なお、救急医療情報キットに保管する情報などは、いつも最新のものにしておきましょう。

対象：65歳以上の人や障がい者、健康に不安がある人などが対象です。一人暮らしに限らず、同居の人がいる場合でも、希望者へ配布します。

配布場所：

市役所本庁舎 2階 高齢者支援課・障がい者支援課

市役所第2庁舎 2階 福祉総務課・生活支援課

武里出張所

庄和総合支所 2階 福祉・健康保険担当

消防本部

消防署（分署）

問い合わせ：警防課 救急救助担当

電話 048-738-3118

